

Business News

第209号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号では、注目度の高い雇用関係助成金の1つとして「キャリアアップ助成金」について、社会保険労務士法人みらいコンサルティングに寄稿いただきました。

キャリアアップ助成金の概要

「キャリアアップ助成金」とは、企業内において「有期契約労働者等」のキャリアアップ等を促進する取組を実施した事業主に対して支給される助成金です。ここでいう「有期契約労働者等」とは、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者であり、正社員待遇を受けていない無期雇用労働者を含みます。平成28年4月1日に改正された本助成金の概要をご説明します。

1. コース区分

平成28年4月より、以下の3つのコース区分で実施されています(改正前の6コースから統合されました)。

※以下の金額は中小企業の場合です。

- (1) 正社員化コース: 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合
(例) 有期社員→正社員 登用1人あたり60万円
- (2) 人材育成コース: 有期契約労働者等に Off-JT(業務外で行われる職業訓練)等を行った場合
(例) Off-JT 賃金助成 1時間あたり800円、経費助成 最大30万円
- (3) 処遇改善コース: 有期契約労働者等の賃金テーブル・健康診断制度について処遇を改善した場合
 - ・賃金テーブル改定
 - ・共通処遇推進制度(健康診断制度/賃金テーブル共通化)
 - ・短時間労働者の労働時間延長

2. 短時間労働者の労働時間延長(上記(3)処遇改善コース)

平成28年10月1日から社会保険(健康保険・厚生年金保険)の適用が拡大されることに関連し、短時間労働者の労働時間を延長した場合の助成額等が拡充されています(社会保険の適用拡大は、被保険者501人以上の企業における、週20時間以上の短時間労働者が対象)。

【主な支給要件】

- ・週所定労働時間25時間未満の有期契約労働者等(6か月以上雇用した社会保険未加入者)について、週所定労働時間を30時間以上に延長する。
- ・週所定労働時間を30時間以上に延長した労働者を、延長後6か月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して延長後の処遇適用後、6か月分の賃金を支給する。
- ・週所定労働時間を30時間以上に延長した日以降の期間について、当該労働者を雇用保険および社会保険の被保険者として適用する。

【支給額】

- ・1人あたり20万円(大企業は15万円) <1年度1事業所当たり15人までが対象>
※平成32年3月31日までの間、支給額が増額され、かつ上限人数が拡大されています。

【主な注意点】

- ・週所定労働時間の延長を実施する1か月前までに「キャリアアップ計画」の提出が必要となります。
- ・すでに「キャリアアップ計画」を提出している場合にも、当初の計画とは異なるコースを利用する場合、事前にキャリアアップ計画変更届の提出が必要となります。

※その他詳細については、厚生労働省 HP「キャリアアップ助成金」をご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

※上記の内容は平成28年7月27日現在のものです。内容が変更されることがあります。また、助成金の支給には一定の要件があります。最新の内容や詳細については、都道府県労働局又は最寄りのハローワークにご確認ください。

(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。 Eメール: keiei_support@ms-ins.com

三井住友海上火災保険㈱ 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443/FAX03-3259-9398 URL <http://ms-keiei-support.com/>

※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様に有益な情報を提供しています。

16-ニュース-249